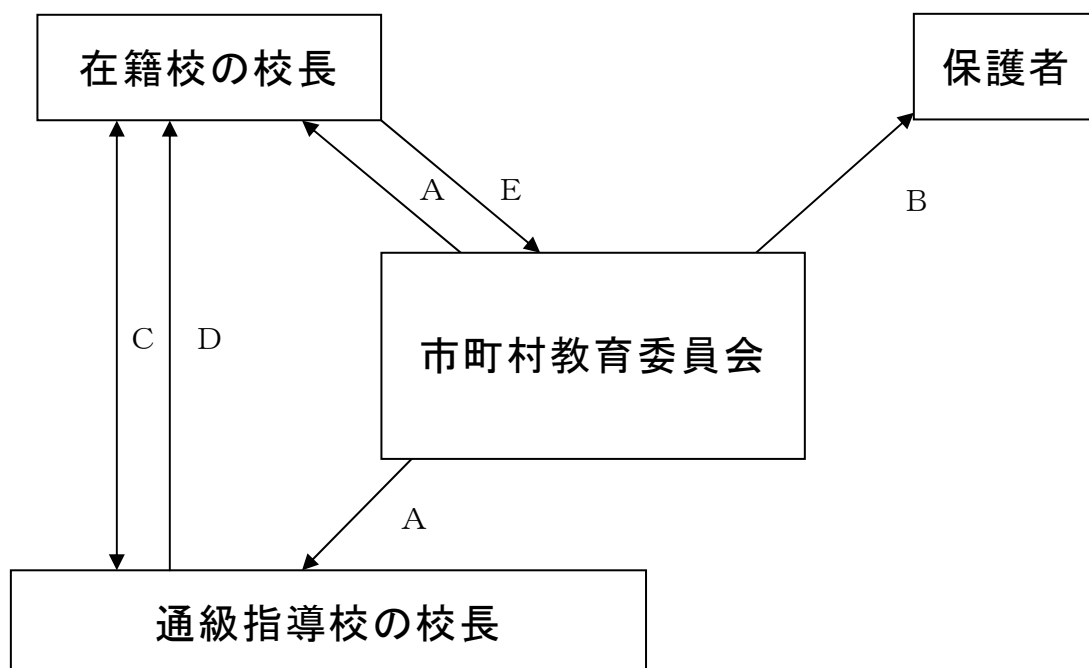


### ③ 指導の開始・終了の事務手続について

#### ア 指導開始時

(ア) 同一市町村で通級による指導を受ける場合



A 通級による指導が必要であると判断された場合、市町村教育委員会は指導開始の決定を在籍校と通級指導校に通知します。

→「通級による指導の実施について（通知）」

様式 1

B 教育委員会は、保護者に通級による指導の実施について通知します。

→「通級による指導の実施について（通知）」

様式 2

C 在籍校と通級指導校は、特別の教育課程の編成（指導内容や指導時間等）について協議します。

D 通級指導校は在籍校に指導時間等を通知します。

→「通級による指導の指導時間等について（通知）」

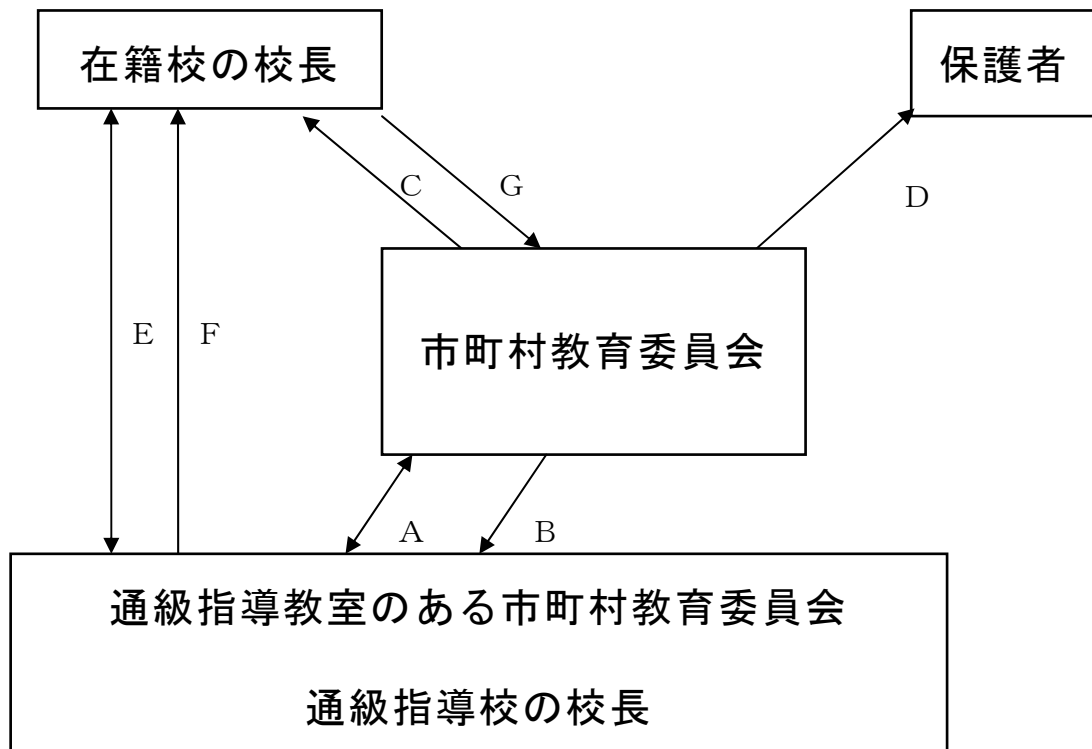
様式 3

E 在籍校は、通級指導校からの通知「D」を参考に特別の教育課程を編成し、市町村教育委員会に提出します。

→「通級による指導に係る特別の教育課程について（届）」

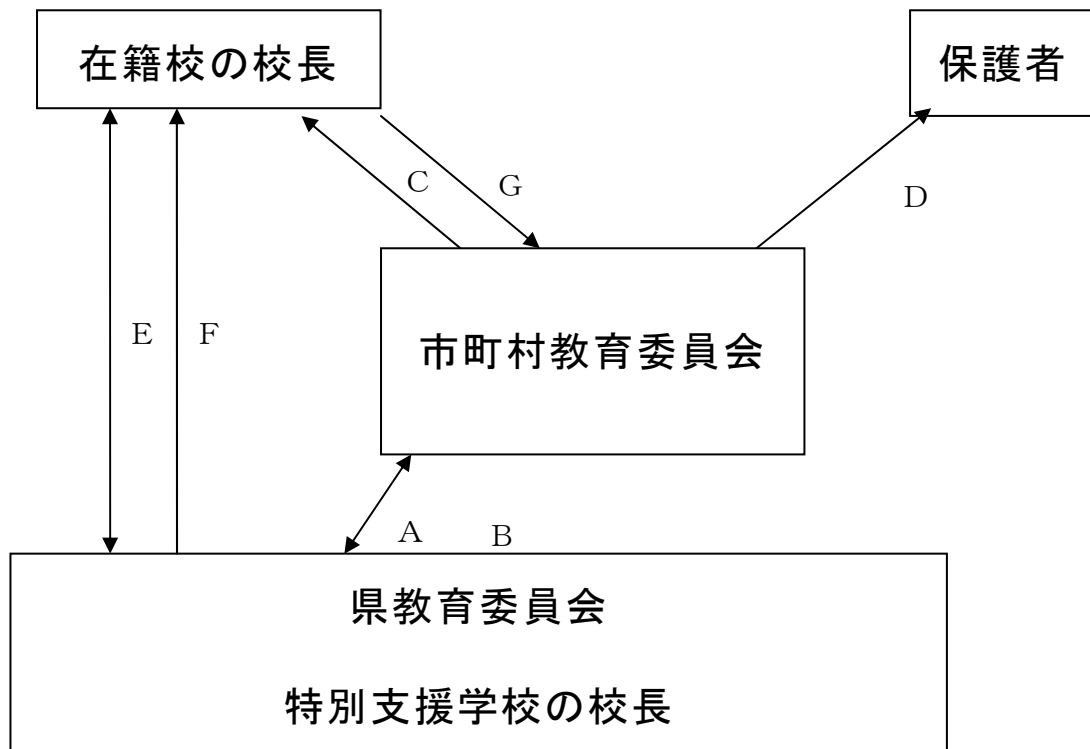
様式 4

(イ) 他の市町村で通級による指導を受ける場合



- A 通級による指導が必要であると判断された場合、在籍校のある教育委員会は、通級指導校のある教育委員会と指導の開始に向けて協議します。
- B 受け入れが可能な場合、在籍校のある教育委員会は通級指導校がある教育委員会に該当児童生徒の在籍校等を通知します。様式 5  
→「通級による指導を受ける児童生徒の在籍校等について（通知）」
- C 指導開始の決定を在籍校に通知します。様式 1  
→「通級による指導の実施について（通知）」
- D 指導開始の決定を「保護者」に通知します。様式 2  
→「通級による指導の実施について（通知）」
- E 在籍校と通級指導校は、特別の教育課程の編成（指導内容や指導時間等）について協議します。
- F 通級指導校は在籍校に指導時間等を通知します。様式 3  
→「通級による指導の指導時間等について（通知）」
- G 在籍校は、通級指導校からの通知「F」を参考に特別の教育課程を編成し、市町村教育委員会に提出します。様式 4  
→「通級による指導に係る特別の教育課程について（届）」

## (ウ) 特別支援学校で通級による指導を受ける場合



- A 通級による指導が必要であると判断された場合、在籍校がある教育委員会は、県教育委員会及び特別支援学校と指導の開始に向けて協議します。
- B 受け入れが可能な場合、在籍校のある教育委員会は県教育委員会に特別支援学校に該当児童生徒の在籍校等を通知します。 様式 5
- 「通級による指導を受ける児童生徒の在籍校等について（通知）」
- C 指導開始の決定を在籍校に通知します。 様式 1
- 「通級による指導の実施について（通知）」
- D 指導開始の決定を保護者に通知します。 様式 2
- 「通級による指導の実施について（通知）」
- E 在籍校と特別支援学校は、教育課程の編成（指導内容や指導時間等）について協議します。
- F 特別支援学校は在籍校に指導時間等を通知します。 様式 3
- 「通級による指導の指導時間等について（通知）」
- G 在籍校は、特別支援学校からの通知「F」を参考に特別の教育課程を編成し、市町村教育委員会に提出します。 様式 4
- 「通級による指導に係る特別の教育課程について（届）」